

平成27年3月

伊那市議会定例会議案  
関係資料

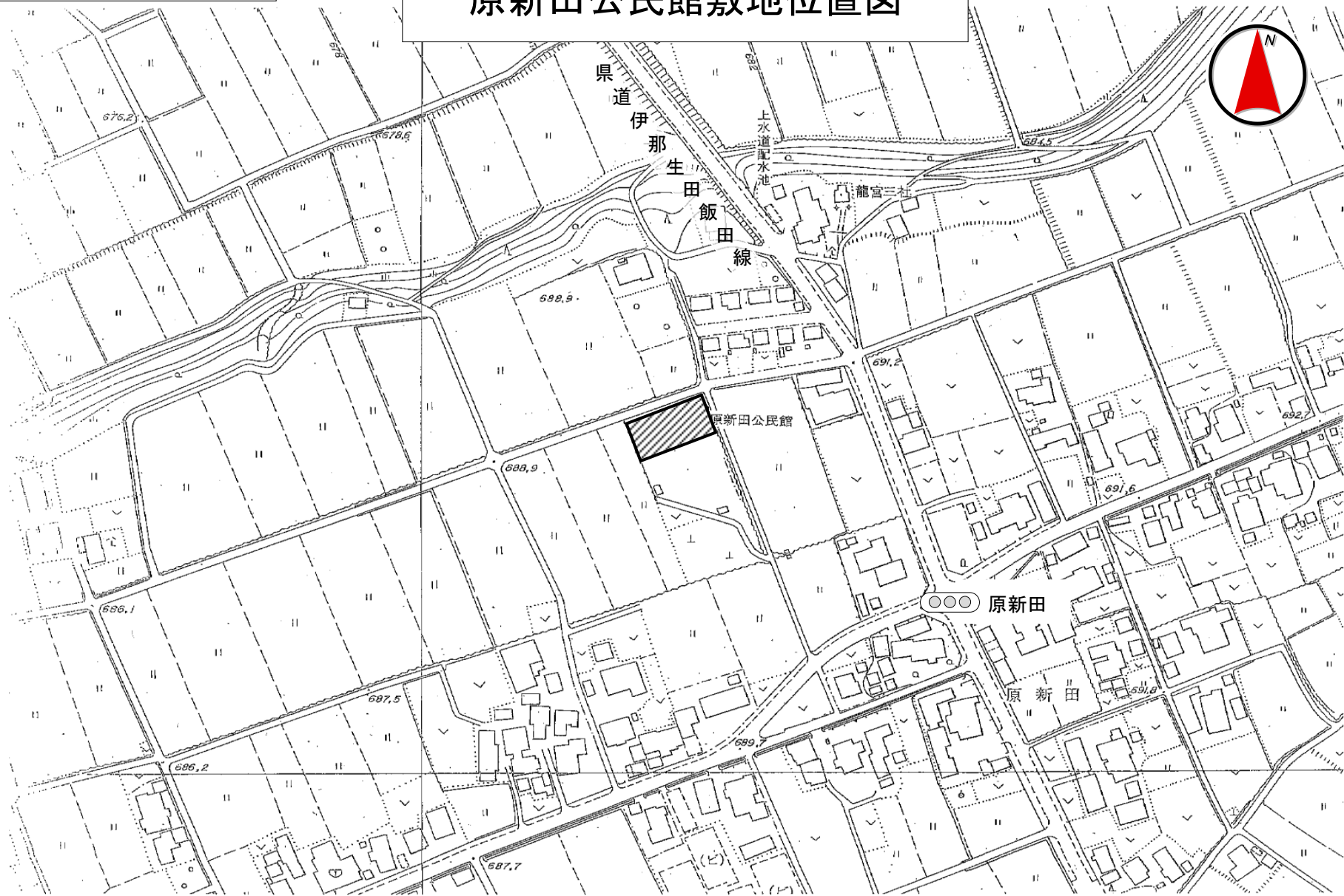
平成27年3月2日

## 平成27年3月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第2号関係資料	原新田公民館敷地位置図……………	1
議案第3号関係資料	市営土地改良事業位置図……………	2
議案第7号関係資料(1)	伊那市行政手続条例新旧対照表……………	3
議案第7号関係資料(2)	伊那市税条例新旧対照表……………	9
議案第8号関係資料(1)	伊那市職員定数条例新旧対照表……………	10
議案第8号関係資料(2)	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表……………	11
議案第8号関係資料(3)	伊那市職員の旅費等に関する条例新旧対照表……………	12
議案第8号関係資料(4)	伊那市特別職の職員等の退職手当に関する条例新旧対照表……………	13
議案第8号関係資料(5)	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表……………	15
議案第10号関係資料	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表……………	16
議案第11号関係資料	伊那市積立基金条例新旧対照表……………	21
議案第12号関係資料	伊那市国民健康保険税条例新旧対照表……………	22
議案第15号関係資料	伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表……………	26
議案第16号関係資料	伊那市保育園条例新旧対照表……………	27
議案第17号関係資料	伊那市介護予防施設条例新旧対照表……………	28
議案第18号関係資料	伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例新旧対照表……………	29
議案第19号関係資料	伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例新旧対照表……………	32
議案第20号関係資料	伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表……………	33

議案第21号関係資料	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例新旧対照表……………	35
議案第22号関係資料	伊那市介護保険条例新旧対照表……………	36
議案第23号関係資料(1)	伊那市税条例新旧対照表……………	38
議案第23号関係資料(2)	伊那市創業支援センター条例新旧対照表……………	39
議案第24号関係資料(1)	伊那市都市公園条例新旧対照表……………	40
議案第24号関係資料(2)	伊那北公園位置図……………	41
議案第25号関係資料	伊那市多目的集会施設条例新旧対照表……………	42
議案第26号関係資料	伊那市体育施設条例新旧対照表……………	44
議案第27号関係資料	伊那市下水道条例新旧対照表……………	49

# 原新田公民館敷地位置図





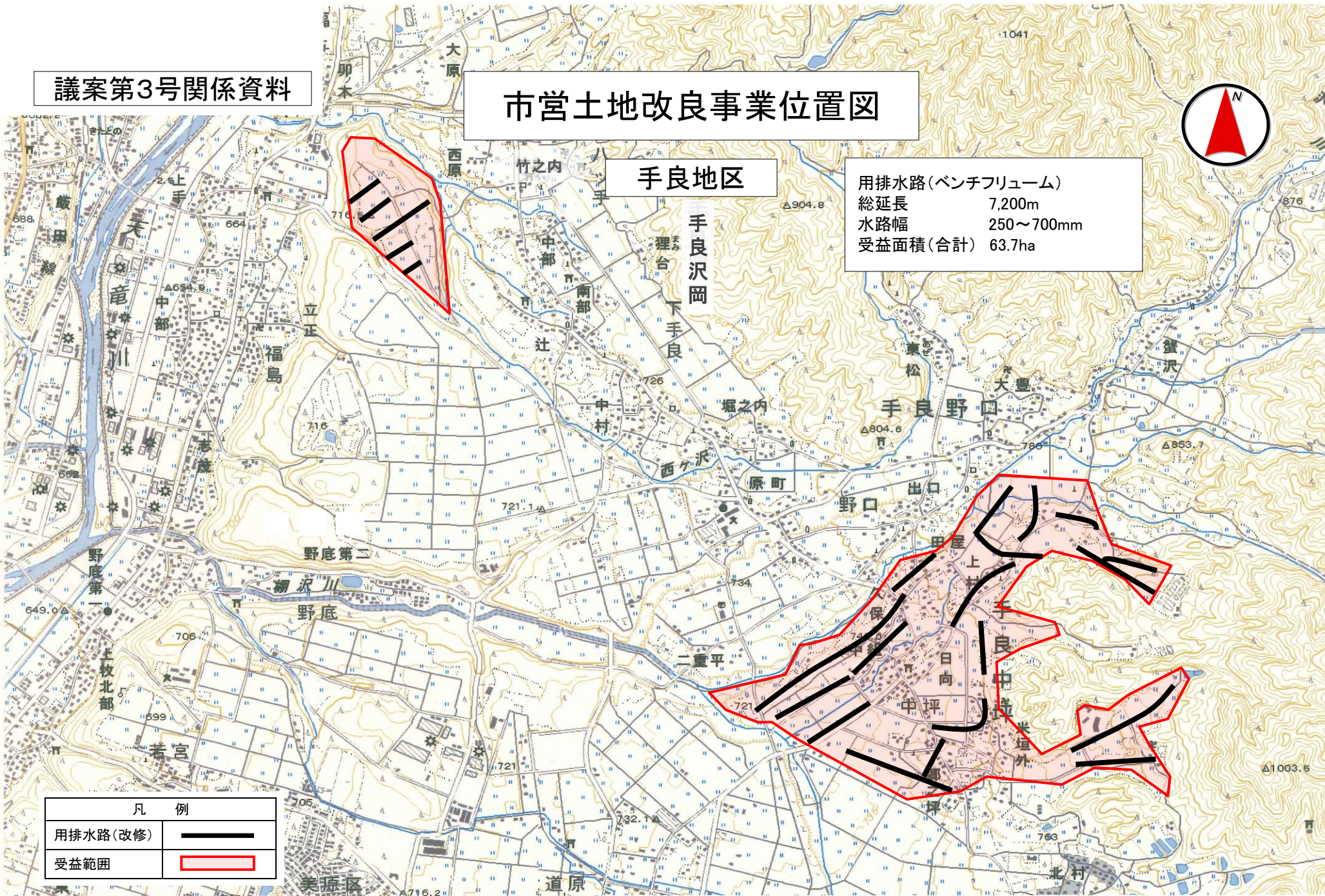
議案第3号関係資料

市営土地改良事業位置図



手良地区

用排水路(ベンチリウム)  
総延長 7,200m  
水路幅 250~700mm  
受益面積(合計) 63.7ha



凡 例	
用排水路(改修)	——
受益範囲	□



# 議案第7号関係資料(1)

## 伊那市行政手続条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 行政指導 (第30条－<u>第34条</u>)</p> <p>第5章～第6章 略</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 行政指導 (第30条－<u>第34条の2</u>)</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め (第34条の3)</u></p> <p>第5章～第6章 略</p> <p>附則</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例等 市の条例及び市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）及び長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第54号）により市が処理することとされた事務について規定する長野県の条例及び長野県の執行機関の規則をいう。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例等 市の条例及び市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）及び長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第54号）により市が処理することとされた事務について規定する長野県の条例（以下「<u>長野県条例</u>」という。）及び長野県の執行機関の規則をいう。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(6)～(8) 略</p>

旧	新
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)～(10) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)～(10) 略</p>
<p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p>	<p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p>
<p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p>

旧	新
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p>
<p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を伊那市公告式条例（平成18年伊那市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を伊那市公告式条例（平成18年伊那市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p>



旧	新
<p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(聴聞の再開)</p> <p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>かんがみ</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命じることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>(聴聞の再開)</p> <p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>鑑み</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命じることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p>
<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p><u>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記</u></p>	<p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p><u>(2) 前号の条項に規定する要件</u></p> <p><u>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p><u>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を</u></p>

旧	新
<p>載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><u>4</u> 略</p>
	<p><u>(行政指導の中止等の求め)</u></p> <p><u>第34条の2</u> 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、市の条例又は長野県条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律、市の条例又は長野県条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</p> <p><u>2</u> 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p><u>(2)</u> 当該行政指導の内容</p> <p><u>(3)</u> 当該行政指導がその根拠とする法律、市の条例又は長野県条例の条項</p> <p><u>(4)</u> 前号の条項に規定する要件</p> <p><u>(5)</u> 当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由</p> <p><u>(6)</u> その他参考となる事項</p> <p><u>3</u> 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、市の条例又は長野県条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</p>
	<p><u>第4章の2 処分等の求め</u></p> <p><u>第34条の3</u> 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が市の条例又は長野県条例に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律、市の条例又は長野県条例に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</p>

旧	新
	<p><u>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p><u>(2) 法令に違反する事実の内容</u></p> <p><u>(3) 当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p><u>(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u></p> <p><u>(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p><u>(6) その他参考となる事項</u></p> <p><u>3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p>

## 議案第7号関係資料(2)

### 伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(伊那市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 伊那市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(伊那市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 伊那市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>



## 議案第8号関係資料(1)

### 伊那市職員定数条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法に規定する一般職の地方公務員であって次条の表の区分欄に掲げるもの（<u>教育長及び</u>臨時的任用又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法に規定する一般職の地方公務員であって次条の表の区分欄に掲げるもの（臨時的任用又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）をいう。</p>

# 議案第8号関係資料(2)

## 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
職名		給料月額		職名		給料月額	
略				略			
副市長		768,000 円		副市長		768,000 円	
				教育長		654,000 円	
略				略			
別表第3 (第9条、第11条関係)				別表第3 (第9条、第11条関係)			
職名		報酬		職名		報酬	
		年額	月額			日額	年額
教育委員	委員長		96,700 円	教育委員		69,000 円	
	委員		69,000 円				
略				略			
備考 略				備考 略			

## 議案第8号関係資料(3)

### 伊那市職員の旅費等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各機関の長 市議会議長、<u>教育委員会委員長</u>、選挙管理委員会委員長、監査委員、公平委員会委員長、固定資産評価審査委員会委員長及び農業委員会委員長をいう。</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各機関の長 市議会議長、<u>教育委員会教育長</u>、選挙管理委員会委員長、監査委員、公平委員会委員長、固定資産評価審査委員会委員長及び農業委員会委員長をいう。</p> <p>(2)～(8) 略</p>

## 議案第8号関係資料(4)

### 伊那市特別職の職員等の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
伊那市特別職の職員等の退職手当に関する条例	伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員等の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(適用)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、市長、副市長、<u>地域自治区長及び教育長</u>（以下「特別職の職員等」という。）が、その任期を満了したとき、又は辞職、失職若しくは死亡により退職したときに、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。</p>	<p>(適用)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、市長、副市長、<u>教育長及び地域自治区長</u>（以下「特別職の職員」という。）が、その任期を満了したとき、又は辞職、失職若しくは死亡により退職したときに、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。</p>
<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、任期満了、辞職、失職又は死亡の日の属する月の給料月額に勤続月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長 100分の50</p> <p>(2) 副市長 100分の35</p> <p><u>(3) 地域自治区長 100分の20</u></p> <p><u>(4) 教育長 100分の25</u></p> <p>2 略</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、任期満了、辞職、失職又は死亡の日の属する月の給料月額に勤続月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長 100分の50</p> <p>(2) 副市長 100分の35</p> <p><u>(3) 教育長 100分の25</u></p> <p><u>(4) 地域自治区長 100分の20</u></p> <p>2 略</p>
<p>(退職手当の特例)</p> <p>第4条 特別職の職員等が公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による傷病又は死亡によ</p>	<p>(退職手当の特例)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による傷病又は死亡によ</p>



旧	新
<p>よって退職した場合の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定によって計算して得た額にその5割以内に相当する額を加算した額とすることができる。</p>	<p>て退職した場合の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定によって計算して得た額にその5割以内に相当する額を加算した額とすることができる。</p>
<p>第5条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2の規定により市長の職務を行う者（以下「市長職務執行者」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）<u>第19条</u>の規定により定めた教育長（以下「臨時教育長」という。）の退職手当については、市長職務執行者を市長と、臨時教育長を教育長とみなして、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「市長」とあるのは「市長職務執行者」と、<u>同項第4号</u>中「教育長」とあるのは「臨時教育長」と読み替えるものとする。</p>	<p>第5条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2の規定により市長の職務を行う者（以下「市長職務執行者」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）<u>第19条第1項</u>の規定により定めた教育長（以下「臨時教育長」という。）の退職手当については、市長職務執行者を市長と、臨時教育長を教育長とみなして、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「市長」とあるのは「市長職務執行者」と、<u>同項第3号</u>中「教育長」とあるのは「臨時教育長」と読み替えるものとする。</p>
<p>（補則） 第6条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員等の退職手当の支給については、伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>（補則） 第6条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の退職手当の支給については、伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の適用を受ける職員の例による。</p>

## 議案第8号関係資料(5)

### 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、一般職の職員（<u>教育長及び企業職員</u>を除く。以下同じ。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、一般職の職員（<u>企業職員</u>を除く。以下同じ。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。</p>

# 議案第10号関係資料

## 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。<u>この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。</u>）又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人</p>

旧	新
<p>法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合</p>	<p>法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となっ</p>



旧	新
<p>においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間 (3)～(7) 略 6～9 略</p>	<p>た場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間 (3)～(7) 略 6～9 略</p>
<p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第8条の2 略 2～8 略 9 次に掲げる者以外の職員は、市長が定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。 (1)～(3) 略 (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者 10 略 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。 (1) <u>応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合</u> (2) <u>応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合</u> (3)～(4) 略 12～15 略 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力</p>	<p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第8条の2 略 2～8 略 9 次に掲げる者以外の職員は、市長が定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。 (1)～(3) 略 (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。<u>第11項第2号において同じ。</u>）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者 10 略 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。 (1) <u>応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合</u> (2) <u>応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合</u> (3)～(4) 略 12～15 略 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力</p>

旧	新
<p>を失う。  (1)～(2) 略  (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。  (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。  (5) 略  17 略</p>	<p>を失う。  (1)～(2) 略  (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。  (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。  (5) 略  17 略</p>
<p>（失業者の退職手当）  第10条 略  2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。  (1)～(2) 略  3～17 略</p>	<p>（失業者の退職手当）  第10条 略  2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。  (1)～(2) 略  3～17 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>17 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった</p>	<p>17 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった</p>

旧	新
<p>場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第63条第2項</u>に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>	<p>場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第50条の10第2項</u>に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>

# 議案第11号関係資料

## 伊那市積立基金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
名称	目的及び用途	会計名	名称	目的及び用途	会計名
略			略		
<u>防災行政無線施設整備 運営基金</u>	<u>防災行政無線の整備及び運営に要 する費用の財源に充てる。</u>	伊那市一般会計			
さくら基金	さくらの事業の推進に要する費用 の財源に充てる。	伊那市一般会計	さくら基金	さくらの事業の推進に要する費用 の財源に充てる。	伊那市一般会計
略			略		



# 議案第12号関係資料

## 伊那市国民健康保険税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、<u>100分の4</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、<u>100分の5.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万8,000円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 <u>1万9,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万4,250円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 <u>2万1,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万5,750円</u></p>

旧	新
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>5,000円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,000円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,000円</u> (2) 特定世帯 <u>2,500円</u> (3) 特定継続世帯 <u>3,750円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (2) 特定世帯 <u>3,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,500円</u></p>
<p>(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>12,600円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,300円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,650円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>9,975円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>3,500</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1万4,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万4,700円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,350円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,025円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>4,200</u></p>

旧	新
<p> <u>円</u>            エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額            (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,500円</u>            (イ) 特定世帯 <u>1,750円</u>            (ウ) 特定継続世帯 <u>2,625円</u>            オ～カ 略            (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）            ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>9,000円</u>            イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額            (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,500円</u>            (イ) 特定世帯 <u>4,750円</u>            (ウ) 特定継続世帯 <u>7,125円</u>            ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,500円</u>  <u>円</u>            エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額            (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,500円</u>            (イ) 特定世帯 <u>1,250円</u>            (ウ) 特定継続世帯 <u>1,875円</u>            オ～カ 略            (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）            ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>3,600円</u>            イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額         </p>	<p> <u>円</u>            エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額            (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u>            (イ) 特定世帯 <u>2,100円</u>            (ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u>            オ～カ 略            (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）            ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1万円</u>            イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額            (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万500円</u>            (イ) 特定世帯 <u>5,250円</u>            (ウ) 特定継続世帯 <u>7,875円</u>            ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>3,000円</u>  <u>円</u>            エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額            (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,000円</u>            (イ) 特定世帯 <u>1,500円</u>            (ウ) 特定継続世帯 <u>2,250円</u>            オ～カ 略            (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）            ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,000円</u>            イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額         </p>

旧	新
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,800円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,900円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,850円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,000円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>750円</u> オ～カ 略	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,100円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,200円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>900円</u> オ～カ 略

【参考】国民健康保険税の税率改定の概要について

	全 体 (合 計)		内 訳					
			基礎分（医療給付費分）		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
所得割（％）	8.1	9.7	4.0	5.6	2.2	現行どおり	1.9	現行どおり
資産割（％）	20.0	現行どおり	11.0	現行どおり	4.0	現行どおり	5.0	現行どおり
被保険者均等割額（円）	31,000	34,000	18,000	20,000	5,000	6,000	8,000	現行どおり
世帯別平等割額（円）	31,000	34,000	19,000	21,000	5,000	6,000	7,000	現行どおり

## 議案第15号関係資料

### 伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第1号又は第3号に規定する者については、第8号及び第9号の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上に該当するもの、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級に該当するもの及び国民年金別表該当者で、その者の前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するもの前年の所得の額（同令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの</p> <p>(9) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級に該当するもの及び精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級に該当するもので、その者の前年の所得に所得税が課せられているもの（当該所得に係る所得税の額を計算する場合において、所得税法（昭和40年法律第33号）第84条に規定する扶養控除の額を、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算した額として計算したときに、所得税が課せられないこととなるものを除く。）又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するもの前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第8号及び第9号の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上に該当するもの、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級に該当するもの及び国民年金別表該当者（<u>出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u>の間にある者を除く。）で、その者の前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するもの前年の所得の額（同令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの</p> <p>(9) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級に該当するもの及び精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級に該当するもの（<u>出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u>の間にある者を除く。）で、その者の前年の所得に所得税が課せられているもの（当該所得に係る所得税の額を計算する場合において、所得税法（昭和40年法律第33号）第84条に規定する扶養控除の額を、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算した額として計算したときに、所得税が課せられないこととなるものを除く。）又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するもの前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの</p>

# 議案第16号関係資料

## 伊那市保育園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																											
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那東保育園</td> <td>伊那市中央5020番地</td> <td style="text-align: center;"><u>110</u></td> </tr> <tr> <td>伊那北保育園</td> <td>伊那市野底7913番地</td> <td style="text-align: center;"><u>150</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	略			伊那東保育園	伊那市中央5020番地	<u>110</u>	伊那北保育園	伊那市野底7913番地	<u>150</u>	略			<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那北保育園</td> <td>伊那市野底7913番地</td> <td style="text-align: center;"><u>120</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	略			伊那北保育園	伊那市野底7913番地	<u>120</u>	略		
名称	位置	定員																										
略																												
伊那東保育園	伊那市中央5020番地	<u>110</u>																										
伊那北保育園	伊那市野底7913番地	<u>150</u>																										
略																												
名称	位置	定員																										
略																												
伊那北保育園	伊那市野底7913番地	<u>120</u>																										
略																												
<p>(保育料)</p> <p>第7条 法第56条第3項の規定により徴収する保育料は、市長が定める。</p>	<p>(保育料)</p> <p>第7条 法第56条第3項の規定により徴収する保育料は、<u>法に基づいて定められた基準の範囲内</u>で、市長が定める。</p>																											

# 議案第17号関係資料

## 伊那市介護予防施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>上村いきいき交流施設</td> <td>伊那市山寺1423番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		上村いきいき交流施設	伊那市山寺1423番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>上村いきいき交流施設</td> <td>伊那市山寺1423番地</td> </tr> <tr> <td>北新いきいき交流施設</td> <td>伊那市富県2785番地 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>西之平いきいき交流施設</td> <td>伊那市富県2118番地 <u>1</u></td> </tr> <tr> <td>根木谷いきいき交流施設</td> <td>伊那市富県8645番地 <u>8</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		上村いきいき交流施設	伊那市山寺1423番地	北新いきいき交流施設	伊那市富県2785番地 <u>3</u>	西之平いきいき交流施設	伊那市富県2118番地 <u>1</u>	根木谷いきいき交流施設	伊那市富県8645番地 <u>8</u>
名称	位置																		
略																			
上村いきいき交流施設	伊那市山寺1423番地																		
名称	位置																		
略																			
上村いきいき交流施設	伊那市山寺1423番地																		
北新いきいき交流施設	伊那市富県2785番地 <u>3</u>																		
西之平いきいき交流施設	伊那市富県2118番地 <u>1</u>																		
根木谷いきいき交流施設	伊那市富県8645番地 <u>8</u>																		

## 議案第18号関係資料

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を<u>行い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>(認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第12条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>(認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第12条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>
<p>(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行うとともに</u>、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>(複合型サービスの基本方針)</p> <p>第27条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第15条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行う</p>	<p>(複合型サービスの基本方針)</p> <p>第27条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る</u>。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サ</p>



旧	新
<p>ものでなければならない。</p>	<p>サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第15条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>
<p>(指定複合型サービスの基本取扱方針)</p> <p>第28条 <u>指定複合型サービス</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、自らその提供する<u>指定複合型サービスの質の評価</u>を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第28条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、自らその提供する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価</u>を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>(指定複合型サービスの具体的取扱方針)</p> <p>第29条 <u>指定複合型サービス</u>の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定複合型サービス</u>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) <u>指定複合型サービス</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、<u>複合型サービス計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <u>複合型サービス従業者</u>は、<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p> <p>(5) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様</p>	<p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第29条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p> <p>(5) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合に</p>

旧	新
<p>及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定複合型サービス</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) 看護サービス（<u>指定複合型サービス</u>のうち、看護師等が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び<u>複合型サービス計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10)～(11) 略</p>	<p>は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) 看護サービス（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち、看護師等が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10)～(11) 略</p>

## 議案第19号関係資料

伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基本取扱方針)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基本取扱方針)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3～5 略</p>
<p>(介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針)</p> <p>第10条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（<u>法第8条の2第17項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>(介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針)</p> <p>第10条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（<u>法第8条の2第15項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

## 議案第20号関係資料

伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第5条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）</u>等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、<u>指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防</u></p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第5条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問看護計画書等</u>指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定</p>

旧	新
<p><u>通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p> <p>ウ 略</p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p><u>(22) 略</u></p> <p><u>(23) 略</u></p> <p><u>(24) 略</u></p> <p><u>(25) 略</u></p> <p><u>(26) 略</u></p>	<p>する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p><u>(22) 略</u></p> <p><u>(23) 略</u></p> <p><u>(24) 略</u></p> <p><u>(25) 略</u></p> <p><u>(26) 略</u></p> <p><u>(27) 略</u></p> <p><u>(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u></p>

## 議案第21号関係資料

### 伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援 事業の実施に係る基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第<u>115条の46第4項</u>の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）において包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第<u>115条の46第5項</u>の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）において包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p>

## 議案第22号関係資料

### 伊那市介護保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 21,890円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 24,620円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 38,300円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 54,720円</u></p> <p>(5) <u>次のいずれかに該当する者 年額 65,660円</u></p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 年額 73,870円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 年額 82,080円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 26,890円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 35,860円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 41,830円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 53,780円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 59,760円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者 年額 71,710円</u></p> <p>(7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 80,680円</u></p>

旧	新
<p><u>1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 年額 93,020円</p> <p>ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 年額 103,970円</p> <p>2 略</p>	<p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 年額 89,640円</p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 年額 101,590円</p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 年額 113,540円</p> <p>2 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、125万円とする。</p> <p>3 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、200万円とする。</p> <p>4 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。</p> <p>5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。</p> <p>6 略</p>
<p>（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（賦課期日後に同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に該当する者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定するものとして月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（賦課期日後に同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に該当する者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定するものとして月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>



## 議案第23号関係資料(1)

### 伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(特別土地保有税の<u>条例</u>による非課税の範囲)</p> <p>第131条の2 伊那市の建設に関する基本構想に即した用途に供する土地で、<u>伊那市商工業振興条例</u>（平成18年伊那市条例第111号）第3条第2項に該当する工場又は<u>指定施設</u>の用に供する土地又はその取得に対しては特別土地保有税を課さない。</p>	<p>(特別土地保有税の非課税の範囲)</p> <p>第131条の2 伊那市の建設に関する基本構想に即した用途に供する土地で、<u>統計法</u>（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による<u>建設業、製造業、ソフトウェア業、道路貨物運送業、倉庫業、機械修理業、電気機械器具修理業及びこん包業並びに新技術新製品の研究開発その他市長が必要と認めた生産又は作業の用に供する施設及び当該施設と一体となった事務所（独立した事務所を除く。）</u>の用に供する土地又はその取得に対しては特別土地保有税を課さない。</p>

## 議案第23号関係資料(2)

### 伊那市創業支援センター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(使用の申請及び許可)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、前項の申請を受けたときは、<u>伊那市商工業振興条例（平成18年伊那市条例第111号）第8条</u>の伊那市商工業振興審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(使用の申請及び許可)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、前項の申請を受けたときは、<u>伊那市商工業振興条例（平成27年伊那市条例第 号）第9条</u>の伊那市商工業振興審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 略</p>

# 議案第24号関係資料(1)


## 伊那市都市公園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新														
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 419 510 459">名称</th> <th data-bbox="515 419 1003 459">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 459 510 499">略</td> <td data-bbox="515 459 1003 499"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 499 510 539">創造の森公園</td> <td data-bbox="515 499 1003 539">伊那市荒井3520番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		創造の森公園	伊那市荒井3520番地	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 419 1545 459">名称</th> <th data-bbox="1550 419 2033 459">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 459 1545 499">略</td> <td data-bbox="1550 459 2033 499"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 499 1545 539">創造の森公園</td> <td data-bbox="1550 499 2033 539">伊那市荒井3520番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 539 1545 579"><u>伊那北公園</u></td> <td data-bbox="1550 539 2033 579"><u>伊那市山寺1937番地6</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		創造の森公園	伊那市荒井3520番地	<u>伊那北公園</u>	<u>伊那市山寺1937番地6</u>
名称	位置														
略															
創造の森公園	伊那市荒井3520番地														
名称	位置														
略															
創造の森公園	伊那市荒井3520番地														
<u>伊那北公園</u>	<u>伊那市山寺1937番地6</u>														

# 伊那北公園位置図



凡 例	
都市公園区域	

名称 伊那北公園  
位置 伊那市山寺1937番地6  
面積 691.41㎡

# 議案第25号関係資料

## 伊那市多目的集会施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新												
	<p><u>(市長による管理)</u>  <u>第16条</u> 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、集会施設の管理を自ら行うことができる。</p> <p><u>2</u> 前項の規定により市長が集会施設の管理を行う場合における第5条から第7条まで、第9条、第10条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1124 641 2132 906"> <tr> <td data-bbox="1124 641 1317 715">第5条</td> <td data-bbox="1317 641 1733 715">指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て</td> <td data-bbox="1733 641 2132 715">市長は、特に必要があると認めるときは</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 715 1317 826">第6条、第7条、第9条及び第10条</td> <td data-bbox="1317 715 1733 826">指定管理者</td> <td data-bbox="1733 715 2132 826">市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 826 1317 865">別表</td> <td data-bbox="1317 826 1733 865"><u>(第11条関係)</u></td> <td data-bbox="1733 826 2132 865"><u>(第17条関係)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 865 1317 906">別表</td> <td data-bbox="1317 865 1733 906">利用料金</td> <td data-bbox="1733 865 2132 906">使用料</td> </tr> </table>	第5条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは	第6条、第7条、第9条及び第10条	指定管理者	市長	別表	<u>(第11条関係)</u>	<u>(第17条関係)</u>	別表	利用料金	使用料
第5条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは											
第6条、第7条、第9条及び第10条	指定管理者	市長											
別表	<u>(第11条関係)</u>	<u>(第17条関係)</u>											
別表	利用料金	使用料											
	<p><u>(使用料)</u>  <u>第17条</u> 第11条の規定にかかわらず、市長が管理する集会施設を利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p>												
	<p><u>(使用料の減免)</u>  <u>第18条</u> 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>												
	<p><u>(使用料の還付)</u>  <u>第19条</u> 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>												

旧	新
	<p><u>(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用ができなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 使用期日前3日までに使用の取りやめ又は変更の申出をした場合で、相当の事由があると認めたとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が正当な理由があると認めたとき。</u></p>
<p>(委任) 第16条 略</p>	<p>(委任) 第20条 略</p>

# 議案第26号関係資料

## 伊那市体育施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 庭球場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>サンビレッジ庭球場</td> <td>伊那市西箕輪3940番地 2</td> </tr> <tr> <td>高遠スポーツ公園テニスコート</td> <td>伊那市高遠町西高遠1590番地 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 略</p> <p>(5) 体育館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那市民体育館</td> <td>伊那市西町5837番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(6)～(11) 略</p>	名称	位置	略		サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地 2	高遠スポーツ公園テニスコート	伊那市高遠町西高遠1590番地 4	名称	位置	伊那市民体育館	伊那市西町5837番地 1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 庭球場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>サンビレッジ庭球場</td> <td>伊那市西箕輪3940番地 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 略</p> <p>(5) 体育館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那市民体育館</td> <td>伊那市西町5834番地 8</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(6)～(11) 略</p>	名称	位置	略		サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地 2	名称	位置	伊那市民体育館	伊那市西町5834番地 8
名称	位置																						
略																							
サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地 2																						
高遠スポーツ公園テニスコート	伊那市高遠町西高遠1590番地 4																						
名称	位置																						
伊那市民体育館	伊那市西町5837番地 1																						
名称	位置																						
略																							
サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地 2																						
名称	位置																						
伊那市民体育館	伊那市西町5834番地 8																						
<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>高遠スポーツ公園テニスコート</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前5時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>マレットパークはびろ</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前8時30分から午後6時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名称	開場期間	開場時間	略			高遠スポーツ公園テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後10時まで	マレットパークはびろ	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後6時まで	<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>マレットパークはびろ</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前8時30分から午後6時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名称	開場期間	開場時間	略			マレットパークはびろ	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後6時まで	
名称	開場期間	開場時間																					
略																							
高遠スポーツ公園テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後10時まで																					
マレットパークはびろ	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後6時まで																					
名称	開場期間	開場時間																					
略																							
マレットパークはびろ	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後6時まで																					
<p>別表第2 (第8条関係)</p> <p>1～11 略</p> <p>12 高遠スポーツ公園テニスコート</p>	<p>別表第2 (第8条関係)</p> <p>1～11 略</p>																						

旧		新	
(1) 庭球場			
	区分	利用料金	
個人使用	午前5時から午前8時まで	200円	
	午前8時から正午まで	500円	
	正午から午後5時まで	500円	
	午後5時から午後10時まで	200円	
(2) 設備用器具			
	区分	利用料金	
夜間照明施設	1時間につき	200円	
放送施設	1回につき	300円	
備考			
1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。			
2 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために全部又は一部を独占して使用する場合の庭球場の利用料金は、1日につき3,000円とする。			
13	略	12	略
14	略	13	略
15	略	14	略
		15	伊那市民体育館
		(1)	体育館
		ア	メインアリーナ
			区分
専用使用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	午前8時30分から正午まで	3,500円
		正午から午後5時まで	5,000円
		午後5時から午後9時30分まで	6,500円
		午前8時30分から午後5時まで	8,400円
		1時間につき	1,400円
	討論会、講習会、講演会、展示会、芸術の発表会その他これらに類するもの（営業を除く。）に使用する場	午前8時30分から正午まで	7,000円
		正午から午後5時まで	9,800円
		午後5時から午後9時30分まで	13,200円
			利用料金



旧		新			
	合	1時間につき		2,700円	
		その他のものに使用する場	午前8時30分から正午まで	16,400円	
		合	正午から午後5時まで	23,300円	
			午後5時から午後9時30分まで	31,600円	
			1時間につき	6,700円	
	個人使用	一般、高校生	1人1回につき		300円
		小中学生	1人1回につき		200円
	照明施設		1時間につき		400円
	<u>イ サブアリーナ</u>				
	<u>区分</u>				<u>利用料金</u>
	専用使用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	午前8時30分から正午まで		3,500円
			正午から午後5時まで		5,000円
			午後5時から午後9時30分まで		5,200円
			午前8時30分から午後5時まで		8,300円
			1時間につき		1,400円
討論会、講習会、講演会、展示会、芸術の発表会その他これらに類するもの（営業を除く。）に使用する場合		午前8時30分から正午まで		7,000円	
		正午から午後5時まで		9,800円	
		午後5時から午後9時30分まで		11,000円	
		1時間につき		2,700円	
		その他のものに使用する場合	午前8時30分から正午まで		15,300円
正午から午後5時まで			21,800円		
午後5時から午後9時30分まで			27,700円		
1時間につき			6,700円		
個人使用	一般、高校生	1人1回につき		300円	
	小中学生	1人1回につき		200円	
照明施設		1時間につき		300円	
備考					

旧	新																																							
	<p>1 体育館の一部を専用使用する場合において、その使用面積が体育館床面積の2分の1又は4分の1以下のときの利用料金は、全部を使用する場合の当該利用料金にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 入場料を徴収する場合には、表に掲げる区分に従い、当該区分に定める利用料金の額に100分の150（営利、営業のために使用する場合にあっては、100分の400）を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。</p> <p>(2) 附属施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">第1会議室・第2会議室・第3会議室</td> <td style="text-align: center;">午前8時30分から正午まで</td> <td style="text-align: center;">1室につき</td> <td style="text-align: center;">700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正午から午後5時まで</td> <td style="text-align: center;">1室につき</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後5時から午後9時30分まで</td> <td style="text-align: center;">1室につき</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">トレーニングルーム1・トレーニングルーム2</td> <td style="text-align: center;">午前8時30分から正午まで</td> <td style="text-align: center;">1室につき</td> <td style="text-align: center;">700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正午から午後5時まで</td> <td style="text-align: center;">1室につき</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後5時から午後9時30分まで</td> <td style="text-align: center;">1室につき</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 営利、営業のために使用する場合の利用料金は、表に掲げる区分に従い、当該区分に定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 入場料を徴収する場合には、表に掲げる区分に従い、当該区分に定める利用料金の額に100分の150（営利、営業のために使用する場合にあっては、100分の225）を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）とする。</p> <p>(3) 設備用器具</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">移動式バスケットゴール</td> <td style="text-align: center;">1台につき</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フロアシート</td> <td style="text-align: center;">1式につき</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放送設備</td> <td style="text-align: center;">1式につき</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体育用具</td> <td style="text-align: center;">1組につき</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分			利用料金	第1会議室・第2会議室・第3会議室	午前8時30分から正午まで	1室につき	700円	正午から午後5時まで	1室につき	1,000円	午後5時から午後9時30分まで	1室につき	1,400円	トレーニングルーム1・トレーニングルーム2	午前8時30分から正午まで	1室につき	700円	正午から午後5時まで	1室につき	1,000円	午後5時から午後9時30分まで	1室につき	1,400円	区分		利用料金	移動式バスケットゴール	1台につき	1,000円	フロアシート	1式につき	1,000円	放送設備	1式につき	500円	体育用具	1組につき	100円
区分			利用料金																																					
第1会議室・第2会議室・第3会議室	午前8時30分から正午まで	1室につき	700円																																					
	正午から午後5時まで	1室につき	1,000円																																					
	午後5時から午後9時30分まで	1室につき	1,400円																																					
トレーニングルーム1・トレーニングルーム2	午前8時30分から正午まで	1室につき	700円																																					
	正午から午後5時まで	1室につき	1,000円																																					
	午後5時から午後9時30分まで	1室につき	1,400円																																					
区分		利用料金																																						
移動式バスケットゴール	1台につき	1,000円																																						
フロアシート	1式につき	1,000円																																						
放送設備	1式につき	500円																																						
体育用具	1組につき	100円																																						

旧	新	
<p>16 <u>伊那市民体育館、サンビレッジ体育館</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 附属施設</p> <p><u>サンビレッジ体育館附属施設</u></p> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <p>17～29 略</p>	<p><u>冷房又は暖房設備</u></p>	<p><u>市長が別に定める額</u></p>
	<p><u>備考 各設備用器具は、1日又は1回の単位とする。</u></p>	
	<p>16 サンビレッジ体育館</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 附属施設</p> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <p>17～29 略</p>	

# 議案第27号関係資料

## 伊那市下水道条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 特定施設 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設（下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の2に規定する施設を除く。）をいう。</p> <p>(11)～(16) 略</p> <p>(17) 責任技術者 <u>財団法人長野県下水道公社</u>（以下「公社」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社に登録した者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 特定施設 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設又は<u>ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設</u>（下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の2に規定する施設を除く。）をいう。</p> <p>(11)～(16) 略</p> <p>(17) 責任技術者 <u>公益財団法人長野県下水道公社</u>（以下「公社」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社に登録した者をいう。</p>
<p>(悪質下水の排除の開始等の届出)</p> <p>第29条 使用者は、令第9条第1項第4号に該当する水質又は<u>令第9条の8、令第9条の9第1項第3号若しくは第4号に定める基準に適合しない水質の下水</u>（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を、規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(悪質下水の排除の開始等の届出)</p> <p>第29条 使用者は、令第9条第1項第4号に該当する水質又は<u>令第9条の10若しくは令第9条の11第1項第3号若しくは第2項第1号から第5号までに定める基準に適合しない水質の下水</u>（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を、規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。</p> <p>2～3 略</p>